

第6期広島県障害福祉計画・第2期広島県障害児福祉計画に係るパブリックコメントの結果について

	No	お寄せいただいた御意見の概要	御意見に対する県の対応・考え方	頁
計画全体に 関すること	1	全体的に使用している色の種類が多く、色覚異常がある方が読みづらい場合があるため、色の種類を少なくしてほしい。	意見募集（パブリックコメント）時のデータはカラーで作成していましたが、計画策定時は2色とする予定です。	-
第1章 総論		< I 計画策定の趣旨等 > 3 計画の基本理念，目指す姿		p. 2
	2	基本理念には、「障害の有無に関わらず」としている一方で、「10年後の目指す姿」は障害者とその家族だけが安心して暮らせると限定して読むことができ、基本理念から極小化された表現となっている。	本計画で記載した10年後の目指す姿について、基本理念のあるべき姿を実現するためには、まずは、10年後に「県民の障害に対する正しい知識が進み、障害特性に応じた総合的な支援が行われることで、障害者とその家族が、地域社会で安心して暮らしている」状態を目指すべきだと考えています。 なお、今回記載している基本理念については、本計画の上位計画となる「第4次広島県障害者プラン」と同一としています。	
		< II 令和5（2023）年度の目標と取組 >		p. 6
	3	重点的な取組みの柱として、地域共生社会の推進を掲げているが、その内容は障害者に関する施策が中心となっており、柱のタイトルと合わないため、重点的な取組の中に「地域共生社会の実現に向けた重層的支援体制の構築」を追加すべきである。	本計画は障害者の望む地域生活の支援の充実や障害児支援の多様化したニーズへのきめ細かな対応を図るために策定する計画であり、その内容は障害者（児）に関する施策を中心として策定していますが、広島県地域福祉支援計画などの関連計画と連携を図り、施策を推進してまいります。	
	4	府中町においては、地域生活支援拠点の整備が進んでいないため、県から指導してほしい。	地域生活支援拠点等の整備については、市町の障害者自立支援協議会において地域の状況を踏まえた十分な協議とともに、地域の合意を得て整備することとしております。 広島県相談支援アドバイザーの派遣等、必要に応じた支援を行ってまいります。	p. 6
5	府中町には軽度の障害者（精神的障害の方）が入所するグループホームはあるが、障害認定区分2から3以上の中・重度の方が入るグループホームが存在しないため、整備するよう県から指導してほしい。	グループホームの整備に当たっては、障害の重度化・高齢化に対応できるよう、平成30（2018）年度から新たに創設された、常勤の看護職員等の配置や短期入所等の体制を備えた「日中サービス支援型共同生活援助（グループホーム）」の参入促進を図ることとしており、それぞれの市町の障害福祉計画で不足しているサービス事業の整備や、県の補助に加えて、市町が上乗せ補助を行う予定の整備については補助金の優先採択を行ってまいります。	p. 6	

	No	お寄せいただいた御意見の概要	御意見に対する県の対応・考え方	頁
第2章 計画推進のための具体的な取組	6	<p>< I 自立と社会参加の促進による共生 > 1 障害に対する理解と権利擁護の推進</p> <p>「ヘルプマーク」「ヘルプカード」の普及促進について、電車やバスといった公共交通機関において、どのような印なのかや、どのような対応をとってほしいのかが分かるポスターを掲出することを始めとして、周知についても具体的に取組んでほしい。</p>	<p>「ヘルプマーク」「ヘルプカード」の普及促進につきましては、これまでも、公共交通事業者（バス及び鉄道・軌道事業者をいう。以下同じ。）に対して、ポスターやチラシの配布のほか、研修の機会などを通じて、趣旨や意義を説明し、啓発に努めてきているところですが、御意見のとおり、すべての方にヘルプマーク等が未だ十分には知られていない現状があり、同様の相談を承ることが散見されております。</p> <p>県といたしましても、より一層の啓発を図るため、国土交通省中国運輸局と連携し、公共交通事業者に対し、優先席付近にヘルプマーク等を周知するステッカー等を掲示することについて、協力の要請を行ったところです。</p> <p>また、独自でヘルプマーク周知用ポスターを作成するなど、積極的な取り組みを行っている公共交通事業者も出てきており、徐々に広がりを見せている状況です。</p> <p>今後も引き続き、関係機関と連携しながら、「ヘルプマーク」や「ヘルプカード」を普及促進していくとともに、周知を徹底してまいります。</p>	p. 11 ～12
	7	<p>< I 自立と社会参加の促進による共生 > 2 雇用・就労の促進</p> <p>発達障害がある方が職場に定着するにあたっては、本人の疲れやすさや対人関係によるストレスに対処する必要があるため、精神障害者や発達障害者に対する就労支援については、人的資源を確保するとともに、体制も充実させてほしい。</p>	<p>就労定着支援サービス及び障害者就業・生活支援センターによる一般就労後における生活面での支援の充実に取り組んでまいります。</p>	p. 13 ～24
	8	<p>高次脳機能障害の方については、新たに就労する方もいれば、元の仕事に復職しようとする方もいるため、復職しようとする方への支援についても取り組んでほしい。</p>	<p>高次脳機能障害の方の復職等の支援については、他の障害者と同様に広島障害者職業センター等において、個々の方の状況に応じた支援を行っております。</p> <p>こうした支援情報については、雇用労働情報サイト「わーくわくネットひろしま」等を通じて、周知を図っているところです。</p>	p. 15 ～19
	9	<p>工賃向上のための取組について、課題として「新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、賃金・工賃が減少し事業所の運営にも支障」としているが、具体的な取組には、新型コロナウイルス感染拡大に対応した取組が記載されていないため、記載すべきである。</p>	<p>優先調達による地方自治体等の障害者就労施設等からの物品や役務の調達の推進とともに、国から示される「工賃向上計画」を推進するための基本的な指針により、県が策定する第4期の工賃向上計画（計画期間：令和3（2021）年度～令和5（2023）年度）を通じて、支援に取り組んでまいります。</p>	p. 21
	10	<p>< I 自立と社会参加の促進による共生 > 3 情報の保障の強化</p> <p>意思疎通支援用具について、「生活をするための補助ツールであれば支給できるが、リハビリのためであれば支給できない」と言われたこともあるので、医療と福祉の垣根をなくし、障害者に使いやすいような支援をしてほしい。</p>	<p>日常生活用具給付等の目的は、日常生活の便宜を図ることで福祉を増進することであり、目的が異なる用具については対象となりませんが、障害者の方にとって使いやすい制度となるよう、引き続き、取り組んでまいります。</p>	p. 26 ～27
	11	<p>発達障害者の中には、知的障害が重い人や、コミュニケーションの苦手な人がいるため、支援者との意思疎通を円滑に図るためのコミュニケーション支援を強化してほしい。</p>	<p>発達障害者のコミュニケーション支援は多種多様であり、個々の状態に応じて適切な支援が提供されるよう、支援者に対する研修等を通じて、体制強化を図ってまいります。</p>	p. 26 ～27

No	お寄せいただいた御意見の概要	御意見に対する県の対応・考え方	頁
12	各市町でどのような地域生活支援事業が行われているのかまとめ、情報共有してほしい。 また、県として、障害者の要望を聞き、どのような地域生活支援事業が期待されているのかについても、各市町に対し周知してほしい。	県内市町の地域生活支援事業実施状況については、毎年度県で集約し、市町と情報共有することを検討してまいります。 また、県へ寄せられた当事者及び関係団体からの要望についても情報共有してまいります。	p. 27
	< II 保健, 医療の充実 > 2 療育体制の充実		p. 37 ~38
13	障害児通所支援, 特に放課後等デイサービスについては, 未設置の市町数は現状で2市町となっているように, 以前から, ニーズがありながら事業所が1か所もない所(山間部, 離島)があるため, 格差解消に向けて, 県として, 当該町と十分な連携を図り, 地域実情に合ったやり方での放課後支援の方策を考えていただきたい。	子どもの数が少ない山間部, 離島においては, 採算の問題や人材の確保といった課題から, 放課後等デイサービス事業所の設置が進まない状況となっております。 こういった地域の実情を踏まえ, 放課後児童クラブや延長保育といった, 障害児が通常利用している施設の職員の方々に療育の知識とスキルを身に付けていただくよう発達障害に関する研修への積極的な参加を呼びかけているところです。	
14	障害児通所支援の中でも, 特に事業所, 利用者の増加が著しい放課後等デイサービス事業において, 事業所によって支援内容や支援の質に大きな違いがあることが以前より指摘されていることから, 県として支援の質の向上と内容の適正化に向けて, 子どもたちを中心として, 放課後等デイサービスの中身について, 保護者・事業者・職員・相談機関・学校関係者・行政等, 広く関係者がつどい, 考え合う機会を是非作ってほしい。	放課後等デイサービス事業における支援の質の向上と内容の適正化に向けては, 実地指導の際に年に1回職員及び利用者が自己評価を行った結果や障害福祉サービス等情報公表等によるサービスの公表, 支援の質を高めるための研修等の受講状況についての確認を行っており, これらの取組を通じて, 質の向上と内容の適正化に努めてまいります。	p. 38
	< II 保健, 医療の充実 > 3 医療と福祉の連携		p. 44 ~47
15	広島県高次脳機能センターの運営はもちろんであるが, 高次脳機能障害の対策として必要な事業は啓発であり, 高次脳機能障害について, 一般市民や社会のみならず, 医療従事者や福祉関係者に対する高次脳機能障害の理解を広めることが重要である。 一般社会への理解促進に向けて, 社会全般での高次脳機能障害の啓発を県の事業に含めてほしい。	高次脳機能障害への支援を進めていくには, 教育・研究・啓発活動を通して, 人材の育成や県民の障害への理解を得ることは重要であると認識しています。 高次脳機能障害支援体制整備事業において, 医療従事者, 福祉関係者, 県民や関係機関等の高次脳機能障害に関する理解を促進するため, 研修の実施, パンフレットの作成等の活動を実施しているところであり, 引き続き, 普及啓発活動を実施してまいります。	
16	高次脳機能障害地域支援センターの取組の理解と地域への啓発のためにも, 地域支援センターに家族体験者が相談員の家族相談窓口を設置してほしい。	地域における高次脳機能障害に関して中核となる医療機関を高次脳機能障害地域支援センターに指定し, 相談支援コーディネーターを配置し, 地域の医療機関, 障害者支援施設, 就労支援施設等と連携し相談に対応しているところです。 今後, 家族体験者との連携も含め, 地域における支援がより充実するよう取り組んでまいります。	p. 44 ~47
17	「ネットワークを強化する」という表現が抽象的であるため, 当事者や家族のための相談窓口の設置を始めとした取組を加え, 具体的な計画にしてほしい。	県内で均一なサービスが提供できる体制の整備を目的として, 高次脳機能障害地域支援センターを中心とした, 高次脳機能障害地域支援ネットワークを構築することとしております。 また, 御意見を踏まえ, 次のとおり修正します。 高次脳機能障害対策事業について, 事業名を高次脳機能障害支援体制整備事業に変更し, 事業内容を「広島県高次脳機能センターの運営を行うとともに, 高次脳機能地域支援センターと連携し, 医療や福祉の総合的な相談に応じることができる体制を整備する。」に修正	p. 44 ~47

No	お寄せいただいた御意見の概要	御意見に対する県の対応・考え方	頁
18	今後の具体的な取組として、「高次脳機能障害者の地域生活や社会への復帰に向けた支援」とあるが、復帰するまでも大変であるが、復帰してからも大変なので、復帰後の日常生活をサポートする仕組みを構築してほしい。	地域生活や社会へ復帰するためには、医療のみならず福祉サービスの活用や社会の理解を進めることが必要であると考えております。 これらのことは長期にわたり必要な支援であるため、状況に応じた支援が継続できるよう取組んでまいります。	p. 45
19	高次脳機能障害対策事業について、広島県高次脳機能センターを運営することで、何をしようとしているのかが不明であるため、対策の意味について教えてほしい。	高次脳機能障害のある人に対する医療、リハビリ、社会復帰までの一貫した支援を行うため広島県高次脳機能障害センターを設置し、困難事例の診断・治療を行いつつ、県内の一貫した医療提供体制の確立ができるよう先導的な役割を果たしています。 また、各地域における相談や支援を行うための人材育成等に取組むことやネットワークの構築を進めることで高次脳機能障害に係る支援体制の充実を図っています。	p. 47
	<Ⅲ 地域生活の支援体制の構築> 1 福祉サービス等の提供		p. 48
20	障害当事者のみならず、家族や保護者も高齢化していることから、地域で生活するためにグループホームや緊急短期入所施設等を整備していく必要がある。	グループホームや緊急短期入所は障害者の地域における生活を進めるために必要なものと認識しています。 計画では、グループホームの整備については、53ページ以降の「居住系のサービス基盤の整備」、緊急短期入所の整備については、48ページ以降の「地域生活支援拠点等（システム）の整備」に記載をしています。	
21	日中活動の場の充実の今後の具体的な取組には、「国に対して国庫補助制度の拡充や報酬単価の増額等を要望する」としているが、訪問系サービスも同様に国に要望していく必要がある。	日中活動系サービス事業所は、障害者が通所してサービスを受けることから、施設整備に係る国庫補助制度を活用するなどして障害者の働く場や生きがいづくりを進めていくこととしていますが、障害者の居宅において支援を行う訪問系事業所において、施設整備等の手段により整備を促進することは考えておりません。 なお、訪問系サービスの報酬については、例えば、加算の創設や、適用範囲の拡充などにより、障害者の社会参加や地域移行につながる提案があれば、積極的に国に対して働きかけてまいります。	p. 50 ～51
	<Ⅲ 地域生活の支援体制の構築> 2 住まいの場の確保		p. 53
22	居住系のサービス基盤の整備について、グループホームが不足する要因として、建物の確保が難しいことに加え、職員や運営資金の収支確保が困難であることが挙げられるため、建物以外の要因も記載すべきである。	職員の確保が難しいという問題は、居住系サービス特有の課題ではなく、処遇改善加算等を活用した障害福祉サービスに従事する職員全体の処遇改善にかかる課題であると認識しており、62ページ以降に課題や今後の具体的な取組を記載しています。 また、運営資金については、実態として事業者の支援内容と報酬体系がカバーできていないような事例があった場合、加算の追加等の改善を国に要望してまいります。	
23	自立生活援助の見込量に対する実績が30%程度にとどまっていることから、居住系のサービス基盤整備について、自立生活援助の現状や課題、今後の取組を記載すべきである。	自立生活援助の実績が見込みを下回っていることについて、相談支援や施設系サービスによる地域移行支援など代替的なサービスによりカバーできている部分もあると考えられることから、今回の計画には盛り込まず、まずは実態の把握に努め、市町や事業者とともに協議を行ってまいります。	p. 53

No	お寄せいただいた御意見の概要	御意見に対する県の対応・考え方	頁
24	<p><Ⅲ 地域生活の支援体制の構築> 3 相談支援体制の構築</p> <p>「地域共生社会の実現に向けた重層的支援体制の構築」については、成果目標・指標が設定されていないため、重点的な取組として、成果目標・指標を設定すべき。</p>	<p>県政推進に係る実行計画（安心・誇り・挑戦ひろしまビジョン アクションプラン）を令和3年3月に策定し、この中で地域共生社会の推進に係る評価指標と目標値を設定したところです。 御意見を踏まえ、次のとおり追記します。</p> <p>包括的な相談支援体制の構築に着手した市町数 令和3年度：11市町 令和4年度：15市町 令和5年度：19市町</p>	p. 55
25	<p>障害児の福祉サービスの利用にあたっては、障害児支援利用計画案の提出が求められているが、相談支援事業所及び相談支援専門員の不足により、依然としてセルフプランの割合が高い自治体があるため、セルフプランの解消に向け、必要とするプロセスについて、市町と連携を図り、改善に取り組んでほしい。</p>	<p>各市町の基幹相談支援センター等による専門的な助言・指導及び人材育成や地域において指導的役割を担う主任相談支援専門員の養成及び連携を通じて、セルフプランの解消や質の向上を図ってまいります。</p>	p. 55 ～56
26	<p>相談支援専門員でも障害の特性をよく理解していない場合があるため、障害者の種別に関係なく対応できる相談体制を充実させるとともに、支援者の育成を進めてほしい。</p>	<p>総合的な指導力を備えた相談支援専門員を養成するため、国で開催する研修への積極的な派遣を行うとともに、県で実施する初任者研修においても、障害種別ごとの当事者による研修カリキュラムを設けるなどの取り組みを行ってまいります。 また、相談支援について、指導的役割を担う主任相談支援専門員の養成を通じて、相談支援専門員の質の向上を図ってまいります。</p>	p. 55 ～59
27	<p><Ⅲ 地域生活の支援体制の構築> 5 災害、感染症対策の推進</p> <p>情報の共有だけでは、新型コロナウイルスに対応できない場合もあるので、感染症に対する備えの課題として、「介護者のすべてが感染した場合の、本人の受け入れ先が十分ではない」といったことを記載すべきである。</p>	<p>御意見を踏まえ、次のとおり文言を追加します。</p> <p>「在宅の障害者について、介護者のすべてが感染し本人は感染していない場合に、本人の受け入れ先の調整が困難なケースがあります。」</p>	p. 66
28	<p>新型コロナウイルス感染症の第1波時には、衛生管理用品が極度に不足し、各事業所において、感染予防に大変苦労した経過があるため、障害福祉サービス事業所等に対する衛生管理用品については、平時から県が十分な備蓄を行い、現場からの求めに対して迅速に対応できるように計画的に取り組んでほしい。</p>	<p>昨年の第1波時には、衛生管理用品が不足し、長期間、事業所に衛生用品を配布できない事態となりましたが、今後このような事態になることがないよう、衛生管理用品の十分な備蓄に努めてまいります。</p>	p. 66 ～68
29	<p>障害児・者が罹患等した場合、適切な治療が受けられるか、また養護にあたる家族が罹患等した場合は、誰が介護をしてくれるのか、多くの当事者・家族が不安を抱えていることから、障害児・者本人が感染症罹患、濃厚接触者となった時や家庭における養護者が同様の状況になった時の対応について、医療機関の受け入れ体制を整備し、当事者が安心できるようにマニュアルを示すなど、情報提供を行ってほしい。</p>	<p>令和3年度の運営基準の改正により、3年間の経過措置を設けた上で、障害福祉サービス等事業者に対して、委員会の開催や指針の整備、研修や訓練（シミュレーション）の実施が義務化されます。 障害福祉サービス事業所は、障害の特性、利用者の年齢、感染が発生したときに隔離することができる個室の確保状況や、感染者と非感染者を物理的に分けることができるかなど、その置かれた環境に大きな差があり、県において一律にマニュアルを示すことは難しいことから、各事業所において対応を議論しながら、経過措置の期間内に対策を進めていただきたいと考えております。 なお、感染者が発生してもサービスを継続するための業務継続に向けた計画についても、3年間の経過措置期間中に策定することが義務付けられています。</p>	p. 66 ～68

第6期広島県障害福祉計画・第2期広島県障害児福祉計画に係るパブリックコメントの結果について

	No	お寄せいただいた御意見の概要	御意見に対する県の対応・考え方	頁
	30	要配慮者と要支援者が混同しているため、要支援者に統一するべきである。	御意見を踏まえ、次のとおり修正します。 「要配慮者」又は「要配慮者等」を「要支援者」又は「要支援者等」に修正 なお、「要配慮者支援リーダー育成」については、自ら避難することが困難な「避難行動要支援者」を含む、災害時に特に配慮を要する高齢者、障害者、乳幼児、妊婦などの「要配慮者」を支援できる人材を育成することとしていることから、「要配慮者」の表記を使用します。	p. 67
第3章 の見込量等 障害福祉サービス等	31	< II 第6期広島県障害福祉計画・第2期広島県障害児福祉計画における障害福祉サービス等の見込量等 > 3 地域生活支援事業の実施見込み 市町地域生活支援事業の指標について、全県の数値は示されているが、各市町の数値（特に移動支援、日中一時支援）を記載すべきである。	都道府県障害福祉計画は、県が実施する地域生活支援事業について記載するよう定められています。 市町地域生活支援事業については、地域の特性や利用者の状況に応じて市町ごとに様々な事業を実施しており、市町地域生活支援事業の充実によって、障害者の地域生活が更に円滑になるよう、引き続き、各市町に対し働きかけを行ってまいります。	p. 120
第4章 資料	32	< II 障害者等の状況 > 3 精神障害者 参考図表5により、精神保健福祉手帳所持者数の障害程度別推移の記載があり、その人数が分かるようになっているが、高次脳機能障害者の人数は明確ではないため、まずは高次脳機能障害者の人数を把握してほしい。	精神保健福祉手帳を所持されている方のうち高次脳機能障害のある方の人数については病名で区分されておらず、障害のために出現する症状によって利用されるサービスも異なるため、正確な人数の把握はできませんが、必要とされる福祉サービスが適切に提供されるように関係機関との連携、サービス利用への理解を進めてまいります。	p. 130

注) 頁番号は、パブリックコメント募集時の計画案のものです。